

# 2025年度 伊豆市ブランド「AMAGIFT(アマギフト)」募集要項

## 1 主催

(一社)伊豆市産業振興協議会

## 2 事業目的

本事業は、伊豆市の特産品や様々な地域資源（素材・歴史・文化）等を活用した商品のうち、特にすぐれた商品や地域特性があり、さらなる成長が期待できる商品を支援し、伊豆市内の地域資源のブランド力向上を図り、もって事業者の収益向上及び市内の魅力向上に寄与することを目的とする。

## 3 申請資格

特産品を生産又は加工製造している、原則として伊豆市内に主たる事業所を有する個人、企業、団体等。

## 4 認定対象商品

認定対象商品は、次に該当するものとする。

- ① 伊豆市内の特産品や様々な地域資源（素材・歴史・文化等）を活用した物品のうち、他に負けない特徴、品質を有するもの。
- ② 市場への安定供給が可能で、かつ安全、安心な商品で申請時に商品化され、流通している又は流通させようとしている商品（一般消費者が購入できるもの）であること。

## 5 認定有効期間

AMAGIFT(アマギフト)としての有効期間は、認定の決定があった日から起算して3年後の日の属する年度の末日までとする。その後の継続認定を希望する場合は、認定更新申請書の提出により認定を更新するものとする。ただし、辞退ならびに認定を取り消された場合はその限りではない。

## 6 申請・登録料

(一社)伊豆市産業振興協議会の正会員（伊豆市商工会、(一社)伊豆市観光協会のいずれかの団体）に所属する事業者については、申請料、登録料、及び更新料は無料とする。ただし、(一社)伊豆市産業振興協議会の正会員に所属しない事業者については、申請料は無料、登録料及び更新料は1商品につき35,000円とし、その有効期間は前項記載のとおりとする。その他、認定商品を有する事業者は、認定表示（シール、パッケージ等）の製作に係る経費を負担する。

## 7 申請方法

所定の認定申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類とともに(一社)伊豆市産業振興協議会へ電子メール又は郵送にて提出する。

### ■ 申請期間

**4月1日(火)～4月30日(水) ※4/30(水) 17時必着。**

## ■ 申請用紙

(一社)伊豆市産業振興協議会ホームページからのダウンロード、または問合せ先まで連絡し入手する。

## ■ 提出書類 <必須>

- 認定申請書(様式第1号)に必要な書類を添付
- 申請商品の写真データ

※提出書類は原則として返却しない。

## ■ 提出書類 <任意>

- 会社や申請商品、代表者に関する紹介記事(新聞・雑誌・書籍などの写し)
- 申請商品にかかる必要な営業許可、販売免許等の写し
- 申請商品に特許権、商標権等を取得している場合はその写し

## 8 審査方法

認定審査は、(一社)伊豆市産業振興協議会が選任した審査委員が、審査基準に基づき審査する。

### ① 第1次審査(書類審査) ※申請者の出席は不要。

提出書類をもとに、コンセプト、オリジナル性、信頼性、持続性に対する審査を行う。一定の基準に達した商品に限り、第2次審査を行う。

《日時》5月15日(木)14:00~

《場所》修善寺総合会館(予定)

### ② 第2次審査(プレゼンテーション等審査) ※申請者の出席が必須。

申請者によるプレゼンテーション(商品PR)を実施する。併せて、食の選考にあたっては食味審査を実施するため、試供品の提供を求める。

《日時》6月5日(木)14:00~

《場所》修善寺総合会館(予定)

※申請者の出席が無い場合は、認定対象外とする。ただし、やむを得ない事情により出席できない場合においては、参考資料等の提供によるプレゼンを認める場合がある。

### ③ 認定証授与式

申請商品が認定された場合、事業者の出席を求める。認定/非認定の結果については、決定次第速やかに(一社)伊豆市産業振興協議会から事業者へ通知する。

《日時》6月19日(木)14:00~ ※申請者の出席が必須。

《場所》修善寺総合会館(予定)

## 9 認定基準

AMAGIFT(アマギフト)の認定を受けるためには、以下の条件を満たしていなければならない。

- ① 自社開発商品であること。
- ② 独創性や技術性など高い評価が得られるもの。
- ③ 申請事業所(団体又は個人)が事業目的を理解し、申請商品を通じたAMAGIFT(アマギフト)の推進活動に対し、前向きな姿勢を持っていること。
- ④ 関係法令に準拠し、かつ違反していないこと。

- ⑤ 他の特許品または登録品の模倣品でないこと。
- ⑥ 審査会が認めたもの。

## 10 認定後の提出書類等

- ① 認定品の生産量、広報宣伝の取り組み状況等その他協議会が指定する事項について、事業実績報告書により協議会へ報告しなければならない。
- ② 認定品の商品名を変更した場合等について、速やかに認定申請事項変更届出書により協議会に提出しなければならない。

## 11 販売戦略について

認定商品を有する事業者は、（一社）伊豆市産業振興協議会が実施する以下の事業において積極的に連携しなければならない。

- ① HP、LP、ECサイト、Facebook等各サイトの立ち上げ
- ② 広告用紙媒体（ポスター、商品説明資料等）の作成
- ③ 百貨店等での催事、イベント、物産展等に参加し、プロモーションを実施
- ④ 市内道の駅等での「AMAGIFT(アマギフト)専用スペース」の確保
- ⑤ 伊豆市観光情報特設サイト内ECサイト「いずたびPick Up!」での販売

## 12 認定後のプロモーション活動等について

- ① 認定商品を有する事業者は、AMAGIFT（アマギフト）の認証マークを表示できる。
- ② AMAGIFT(アマギフト)認証表示（置き型等の盾など）を進呈する。
- ③ 認定品の認知度向上に向けた取り組みを認定品取扱い事業者と（一社）伊豆市産業振興協議会が連携しながら進める。
- ④ AMAGIFT(アマギフト)認定商品取扱い店としてWEB上に掲載し、店舗と認定品の周知に努める。
- ⑤ 伊豆市のふるさと納税返礼品としての取扱いを働きかける。
- ⑥ 市内道の駅等に「AMAGIFT(アマギフト)専用スペース」を確保し、認定商品を販売できるようにする。（陳列スペース等の状況により、商品数は異なる。）
- ⑦ 伊豆市観光情報特設サイト内ECサイト「いずたびPick Up!」に登録し、販路の拡大及び消費増を図る。
- ⑧ 市内宿泊施設での取扱い（販売、使用）を働きかける。
- ⑨ 市内・市外飲食店への斡旋を行う。



▲AMAGIFT ロゴ

### 【お問合せ先】

〒410-2416 伊豆市修善寺 838-1 一般社団法人伊豆市産業振興協議会

TEL : 0558-72-7007 / FAX : 0558-72-7003 / E-mail : amagift@izucity-dmo.or.jp

(一社) 伊豆市産業振興協議会長 様

申請者 住所 (所在地)  
氏名 (名 称)  
(代表者)  
電 話 番 号

## 伊豆市ブランド「AMAGIFT(アマギフト)」認定申請書

AMAGIFT(アマギフト)の認定を受けたいので関係書類を添えて申請します。

### 記

- 1 伊豆市ブランド「AMAGIFT(アマギフト)」認定申請調書 (別記様式1)
- 2 誓約書 (別記様式2)
- 3 参考資料 (商品のパンフレット、その他)  
※ない場合は不要
- 4 申請者を証明する書類
  - ・住民票の写し (申請者が個人の場合)
  - ・登記簿謄本の写し (申請者が法人の場合)
  - ・規約等組織の概要がわかる書類 (申請者が団体 (任意)の場合)

別記様式 1

年 月 日

伊豆市ブランド「AMAGIFT(アマギフト)」認定申請調書

1 申請者の概要

ふ り が な 法 人 等 の 名 称			
所 在 地	〒 ー 伊豆市		
	(本店が市外の場合は名称及びその住所を記入)		
ふ り が な 代 表 者 名			
設 立 年 月 日 注 1	年 月 日		
資 本 金 等	千円	従業員数	人
U R L			
経 営 理 念			
主 な 事 業 内 容			
申 請 に 関 す る 担 当 者 連 絡 先	担当者名		部署
	電 話		
	F A X		
	E-mail		

注1 個人にあつては、事業開始年月日

2 申請に関する特産品の概要

ふりがな 商品の名称	
申請商品の 特徴及び概要	(内容、機能、特徴等を記入)
生産システム	(仕入、生産、製造、パッケージ等の工夫、開発特徴などを記入)
流通・販売 システム	(流通、販売、表示、PR等の工夫、開発、特徴などを記入)
生産・販売量 (額)の推移	(生産量、販売量、販売の推移、現状などを記入)
	生産の場所
	生産量
	販売量及び単価
	販売の推移
	販売の現状
AMAGIFT(アマギフト)申請にかける 申請者の思い	(申請商品及び申請者の取り組み等が、伊豆市ブランドとして適している理由のほか、伊豆市の文化・歴史や自然との関連性、環境への配慮、ほんものづくりへのこだわり、伝統などについて記入)

### 3 オリジナル性

歴史・文化	(伊豆市のもつ歴史、文化や土壌・水等の素材の活用について記入)
商品特性	(品質、形状、味、色など優れている点を記入)
関連産業や雇用促進への波及	(関連産業への波及効果や地域雇用の促進に繋がることについて記入)
観光誘客への見込み	(観光誘客促進につながる見込みについて記入)

### 4 信頼性

安全・安心	(安全に対する検査体制、品種や生産等の商品企画が統一されている点を記入)
苦情、要望への対応	(苦情要望等に対応する体制について記入)

## 5 持続性

安定供給	(安定供給が継続できることについて記入)
組織内基準	(組織内での基準設定があり、組織内審査について記入)

## 6 その他

(申請者の経験や能力、資格のほか、申請にあたりアピールしたいことなどを記入)
--

(一社) 伊豆市産業振興協議会長 様

申請者 住所 (所在地)  
氏名 (名 称)  
(代表者)

## 誓 約 書

伊豆市ブランド「AMAGIFT (アマギフト)」認定申請を行うに当たり、下記に掲載した事項は真実に相違ありません。

また、申請資格を有しないと判断された場合及び申請者としてふさわしくない行為があった場合は、伊豆市ブランド「AMAGIFT(アマギフト)」の認定対象から除外されても、何ら異議を申し立てません。

### 記

- 1 伊豆市ブランド「AMAGIFT(アマギフト)」認定基準に規定する要件を満たしておりますので、申請資格を有しています。
- 2 伊豆市ブランド「AMAGIFT(アマギフト)」認定申請書等の提出書類に記載の事項は事実と相違ないことを確約します。
- 3 私 (個人・法人・団体) は、現在又は将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明・確約します。
  - (1) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (2) 暴力団員 (暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) 又は暴力団員でなくなつてから 5 年を経過しない者
  - (3) 暴力団準構成員 (暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。以下同じ。)
  - (4) 暴力団関係企業 (暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であつて暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。)